

猪名川町役場本庁舎ほか28施設

LED 照明設備賃貸借 仕様書

令和8年1月

兵庫県川辺郡猪名川町

# 猪名川町役場本庁舎ほか28施設 LED 照明設備賃貸借 仕様書

## 1 委託名称

猪名川町役場本庁舎ほか28施設 LED 照明設備賃貸借

## 2 目的

本町は、2050 年までに本町の温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする『ゼロカーボンシティ』を目指すことを宣言しており、その達成のためには、省エネルギーへの取り組みを加速させることが重要である。

本業務は、公共施設の既存照明を LED 照明器具に取り替えることで、温室効果ガスの排出量の削減を図るとともに、消費電力の抑制、維持管理の削減を図ることを目的とする。

## 3 概要

### (1) 対象施設・場所

別紙1『対象施設一覧』のとおり

### (2) 対象器具

別紙2『器具一覧』のとおり

本業務の対象器具は、屋内照明及び敷地内に設置された屋外照明の全てとする。

なお、別紙2『器具一覧』中、備考欄に「除外」と明示した器具は対象外とする。

また、常用との一体型器具ではない非常用照明(非常灯・誘導灯)については、対象外とする。(ただし、別紙2『器具一覧』にて除外と明示していないものは、例外的に対象とする。)

### (3) 賃貸物品

ア LED 照明本体及び付属品

イ 設置作業及び設置作業に必要な資材

ウ 撤去した既存照明器具の運搬及び廃棄

エ 賃貸借開始後の維持管理

### (4) 設置(工事)期限

令和9(2027)年3月26日(金)

※半導体資材不足などの市場環境に影響を受け、やむを得ず設置期限の延長が必要となる場合は、工事期間中に発注者に申し出て協議のもと決定するものとする。

### (5) 賃貸借期間

令和9(2027)年4月1日から令和19(2037)年3月31日(10年間)

※やむを得ず、設置(工事)期限を延長した場合は、発注者と協議の上で賃貸借契約開始月を決定する。

#### (6)賃貸借期間満了時の取り扱い

賃貸借期間満了後は、発注者へ無償譲渡するものとする。

#### (7)その他

- ア 天井材等にアスベストが含有されている可能性を考慮し、「みなし」として施工を行うこと。また、実際に発生した費用は原則、受注者負担とする。ただし施工方法は別途協議を行うこと。
- イ 設置(工事)にあたり、協力業者を使用する場合は、地域活性化の観点から町内に本社・本店・支店がある事業者の積極的な活用にも努めること。

### 4 履行内容

#### (1)LED照明器具(物品)及び設置に必要な付属品一式の調達

LED照明器具及び光源は、未使用品であること。

#### (2)既設照明設備の撤去、処分

#### (3)LED照明の設置作業

#### (4)賃貸借開始後の賃貸物品の維持管理

### 5 物品の保守等

(1)保証期間は賃貸借満了までとし、その間に生じた不点灯や不具合等に係る費用(器具交換、部品交換、出張料等)は受注者の負担とする。但し、非常灯のバッテリーの故障など、一般的に消耗品としての扱いに当たるものに関しては、メーカーが定める保証期間内においての保守とする。

(2)保証期間中、不点灯や不具合発生時に速やかに復旧させることを目的として専用窓口を設置し、その連絡先、担当者名等を記載した『保守管理計画書』を履行開始日までに提出すること。なお、担当者等に変更が生じた場合は、速やかに変更体制表を提出すること。

(3)受注者は設置(工事)するLED照明器具一式に対して、賃貸借期間を保険期間とし、発注者を被保険者とする動産総合保険に加入すること。なお、保険料は賃借料に含めるものとする。

(4)保守管理対象設備に不具合が生じた場合は、施設所管課からの要請に応じて原因調査を行い、調査結果から不具合の原因と修繕方法を施設所管課に報告し、承諾を得て実施すること。

### 6 物品の移動等

賃貸借期間中、発注者が照明器具の設置箇所を変更するときは、発注者の負担により物品の取り外し、設置・調整を行うものとし、機器の取り外し、設置・調整に関する情報を受注者に提供する。

### 7 支払条件等

(1)賃貸借料は、機器費、更新工事費、廃棄物処理費、保守管理費、その他諸経費、金利等に消費税相当額を加えたものを総額とし、支払いは令和9(2027)年4月より発生するものとする。

- (2)賃貸借料は、契約書に基づき四半期払いとする。
- (3)受注者は、請求月(7月、10月、1月、4月)に施設所管課毎に請求書を作成のうえ、それぞれ施設所管課へ提出するものとし、当該請求書を受理した日から30日以内に賃貸借料を支払うものとする。

## 8 守秘義務

- (1)発注者が提供した業務上の情報を第三者に開示又は漏えいしないこと。
- (2)本業務を遂行するにあたり、発注者から図面等の資料の貸出し、又は支給を受けた場合は、善良なる管理者の注意をもって保管及び管理すること。  
なお、紛失又は破損した場合は、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従うこと。
- (3)発注者より提供された図面等の資料は、本契約遂行の目的以外に使用してはならない。

## 9 賃貸借物の供用開始

賃貸借物の供用開始は、設置した物品から順次、仮使用を認めること。

## 10 その他（賃貸借契約に係る事項）

賃貸借業務期間中(10年間)に施設等の統合・廃止又は減築等の事由により借入数の減少が発生した場合は、必要に応じて別途協議を行い双方の合意に基づき契約内容及び契約額等の変更を行う。

## 11 事前調査

契約締結後、受注者は施設毎に『請負代金内訳書』(器具の種別・単価、数量等の詳細を明記したもの)を作成し、農業環境課へ提出すること。

なお、施設所管課の担当者リストについては、農業環境課がとりまとめ、受注者に提供する。

### (1)現況調査計画

現況調査の実施にあたり、調査日時・工程及び調査結果の報告に用いる報告様式等の『現況調査計画書』を作成し、農業環境課へ提出すること。なお、現況調査は原則として施設所管課の担当者が立ち会い可能な日を選定すること。

### (2)総合施工計画

施工時期、工程、体制、安全管理、廃棄機器の処分等を記載した『総合施工計画書』を作成のうえ、農業環境課に提出し、承諾を得ること。なお、設置(工事)作業において停電や施設の一部封鎖等が必要な場合は、事前に影響範囲や期間を報告のうえ、施設所管課の承諾を得たうえで作業日時を決定すること。

- ①設置(工事)に係る作業方法、安全管理について、施設所管課と打ち合わせを行い、受注者の責任において安全確保(建物のみならず、施設利用者及び施設職員等の安全にも十分に配慮すること。)に必要な措置を講ずるとともに、施設運営に支障が生じないように計画し、提出すること。設置(工事)中に事故が発生した場合は、速やかに施設所管課に報告の上、指示に従うこととし、解決にかかる一切の費用は受注者が負担するものとする。
- ②施工にあたり仮設足場を必要とする場合は、当該施設の運営上の支障が起きないように設置場所、設置期間、設置方法について施設所管課と協議し承諾を得ること。加えて、作業員の車両や資材搬入、廃棄物の搬出等の運搬車について、施設敷地内の経路、駐車位置、時間等についても、あらかじめ施設所管課と協議し、承諾を得ること。
- ③受注者は現場管理者を定め施設所管課及び農業環境課へ『現場管理者届出書』として届け出ること。また、現場管理者は、施工契約の作成、工程管理、安全管理、作業員への指導などその知識経験のあるものとし、作業全般の管理を行うこと。また、作業中は常駐させることとし、複数施設を同日に作業する場合には、適切に巡回等を行い、現場の状況を把握すること。届出には、LED化に伴う公共工事または民間施設工事での現場代理人・主任技術者・管理技術者の経歴もしくは、電気工事施工管理技士の資格のコピーを添付すること。
- ④作業に当たる者は第一種電気工事又は第二種電気工事士の資格を有するものとし、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づく電気工事業の許可を受けた事業者とする。
- ⑤受注者は、切替作業等を受注者以外の事業者に委託等する場合には、その事業者は、建設業法(昭和24年法律第100号)に基づき、電気工事としての建設業の許可を受けていること。下請け金額が5,000万円以上である場合は、特定建設業の許可を受けていること。
- ⑥その他工事に必要な手続きは、関係法令等に則り適切に実施すること。なお、手続き等に係る一切の費用は本業務に含む。

#### 【留意事項】

給食センターについては、令和8年7月20日から令和8年8月12日の間に工事を完了すること。

## 12 現況調査業務

### (1) 照明器具（屋内・屋外照明）

設置(工事)にあたり、事前に既存照明器具の種類、数量、設置箇所、系統(分電盤等)及び点灯状況の調査を行うこと。なお、不点灯箇所は、照明器具に起因する不具合か(器具の更新により解消する問題か)調査すること。

### (2) 関連設備（点消灯管理機器、ホール・アーム等）

既存設備の種類、数量、設置箇所の調査を行う。点消灯管理機器においては制御系統及び動作、ホール・アーム等においては劣化・損傷の有無を調査し、再使用(長期使用)可能か調査する。

また、既設点消灯管理機器(タイマー、自動点滅器)等を、プログラムタイマー方式へ更新する計画があるため、現況調査に基づき機器を選定し、提案すること。なお、機器の仕様は下記のとおりとする。

- ① タイマー(屋外照明系統)

既存の仕様に関わらず、プログラムタイマーへ更新する計画。

② 採光型自動点滅器(屋外照明系統)

既存同等品以上へ更新する計画。タイマー管理を併用する系統の場合、採光型自動点滅器は撤去する計画。

③ 人感型自動点滅器

器具一体型の場合、既存同等品以上へ更新する計画。

④ その他

記載の無い管理機器があった場合は本町に報告し、対応を検討願いたい。

### (3)環境測定

日本産業規格(以下、「JIS」という。)照度基準 Z 9110:2010 等に基づき、指定された場所の現況照度を測定し、『現況照度報告書』を農業環境課へ提出すること。なお、現況照度の測定対象は、屋内、屋外、廊下等の指定場所とし、詳細は契約後の協議で決定するが、調査箇所は各施設延床面積を 200 で除した数程度とする。また、照度測定に用いる機材は、光電池照度計 JIS C 1609-1:2006 の規格に適合する照度計を用いること。

### (4)調査結果報告書及び見積書（調査後）

①受注者は、照明器具・分電盤等の配置図・数量表及び器具一覧、設置及び劣化等の状態がわかる写真をまとめ、別紙2『器具一覧』との差異を明確にした『調査結果報告書』を施設所管課に提出のうえ協議説明を行うこと。

また、調査結果に基づき作成した『見積書(調査後)』を作成し、施設所管課の承諾を得たうえで施設所管課と農業環境課に提出すること。

②現況照度の測定結果は関連基準を満たすか判定し、『現況照度報告書』を施設所管課と農業環境課に提出すること。

## 13 選定業務（照明器具等の選定・LED照明化による実施効果の試算）

### (1)照明器具の選定

現況調査の結果に基づき、下記の条件を満たす LED 照明器具を選定し、『LED 化器具一覧』を施設所管課へ提出すること。なお、照明は、原則器具交換とし、やむを得ない事情により器具交換が行えない場合は、施設所管課と対応を協議のうえ、別途、施工方法を検討する。

- (ア) 導入する照明器具等は、ISO9001(品質)及び ISO14001(環境)を取得し、製造・販売実績が 15 年以上ある照明メーカーのものとする。
- (イ) 導入する LED 照明器具等は、新品(最新)のものとし、既存照明器具と同等以上の明るさを確保(Hf高力率相当)できるものを選定すること。
- (ウ) 受注者は、導入する LED 照明器具等の製造者が確認できる出荷証明書の写し、若しくは同等の書類を提出すること。
- (エ) 導入する LED 照明器具等の選定は、既存照明器具からの切替に適した寸法の器具

を選定すること。

- (オ) 既存照明器具に付属機器及び機能がある場合は、導入する LED 照明器具等にも同様に付属機器及び機能を備えること。
- (カ) 既存照明器具に人感・調光・調色等の機能がある場合は、原則として既存照明器具の設備(壁面のレバーや操作盤等)の全部又は一部を適切に更新したうえで流用すること。ただし、施設所管課との協議により、別の方針への変更も可能とする。流用しない場合は、既存照明器具の設備(壁面のレバーや操作盤等)は、撤去し意匠を考慮して塗装等を施したカバーフレートを設置すること。
- (キ) やむを得ずランプ交換として対応する際にランプ交換による既存ソケットの破損によって生じた損害は、受注者が対応するものとする。
- (ク) 既存照明器具に対して導入するLED照明器具等が小さく、天井とLED照明器具等の間に隙間が生じる場合は、意匠を考慮して、リニューアルフレートを設置する等、適切な処置を行うこと。
- (ケ) 天井材等にアスベストが含有されている可能性を考慮し、切り替えるLED照明器具は可能な限り、建物の改修を伴わないものを選定すること。
- (コ) 材料承諾については、現況調査の結果に基づき、交換後の器具の名称・型番・色温度・光度(lm)・消費電力(w)・台数等を記載した『LED化器具一覧』に『使用する物品が仕様を満たしていることを示すカタログ・性能成績表等』を添えて農業環境課へ提出し、承諾を得ること。
- (サ) 「ベースライト型」、「ダウンライト型」、「高天井型」等の照明は、全て JIL5004「公共施設用照明器具」の対応登録機種を持つメーカーのものとする。
- (シ) 平均演色評価数(Ra)は、原則 80 以上のものとする。ただし、高天井用については原則 70 以上のものとする。
- (ス) LED モジュールの定格寿命は、下記以上のものとする。
- |       |             |               |
|-------|-------------|---------------|
| 【屋内灯】 | 40,000 時間以上 | (光束維持率 70%以上) |
| 【屋外灯】 | 60,000 時間以上 | (光束維持率 70%以上) |
| 【高天井】 | 40,000 時間以上 | (光束維持率 80%以上) |
- (セ) 色温度は、原則、別紙2『器具一覧』のとおりとする。
- (ソ) LED光源による不快感を低減するため、グレア<sup>※1</sup>、フリッカー<sup>※2</sup>が発生しない又はグレア対策済、フリッカー対策済の製品を使用すること。
- (タ) 既設照明器具に防球・拡散等のカバー類、遮光板等が設置されている場合は、同等の付属物が取付け可能なものの又は、同等以上の機能が見込めるものとする。
- (チ) 屋外灯においては、遮光板等が後付け可能なものとする。
- (ツ) 屋外・半屋外灯においては、防雨・防塵性能を有するものとする。

---

\*1 グレア：不快感のある眩しきのこと。光源を見た時に視界が真っ白になったり、暗い場所で明るい光を見た時に眩しく感じたり、強い光を見たあとに残像が見えたりといった現象の総称。

\*2 フリッカー：照明のちらつきのこと。60Hz 帯（西日本）では、通常 1 秒間に約 120 回の点滅が起きているが、機器が古くなると 1 回の間隔が長くなり、「ちらつき」を感じるようになる。

- (テ) 屋外灯においては、落雷による故障を低減するための雷サージ<sup>※3</sup>機能を有するものとする。(ノーマルモード:4kV以上, コモンモード:15kV以上)
- (ト) 防犯灯においては、公益社団法人日本防犯設備協会の「優良防犯機器認定制度(RBSS)」認定品又は同等以上の性能有するものとする。
- (ナ) 導入する照明器具等は、初期照度を長く保つための補正機能を有するものとする。
- (ニ) 既設器具よりも器具の受圧面積が大きい照明器具を既設ポール・アーム等に設置する場合は、JIL 1003:2009「照明用ポール強度計算基準」に規定する所定の計算を行い、安全性が確認できたものとする。
- (ヌ) 現況照度の調査にて JIS の定める照度(推奨)に満たない箇所があった場合は、適切な照度が確保できるものとする。

### (2) LED 照明化による実施効果の試算

既設照明器具と設置を予定するLED照明器具の消費電力から、本事業の実施により期待されるCO2排出量の抑制と電気使用料の削減効果を試算した、『CO2 及び電気使用料金の削減効果の試算』を農業環境課へ提出すること。

### (3)その他

受注者が提案した物品について、機能、意匠、周辺環境特性等の事由から変更を指示する場合がある。

## 14 施工業務

### (1)施設別施工計画

受注者は、契約後に作成した各施設の施工計画書の工程等について、現況調査に基づき見直し(現況調査においてアスペスト<sup>※4</sup>及びPCB<sup>※5</sup>等の含有が見込まれる建材、器具等が発見された場合は、関係法令に基づき適切に撤去・処分を行うための計画も含む)を行い、『施設別施工計画書』を農業環境課へ提出し、承諾を得ること。この計画には、既存器具等の撤去・処分に係る事項も含めること。

### (2)設置（工事）

#### ① 共通事項(安全管理等)

- (ア) 設置(工事)は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「各種標準仕様書」及び関連法令に基づき実施する。また、周辺環境等により、本町から指示があった場合は、その指示に従うこと。
- (イ) 施設所管課と打ち合わせを実施した場合は、打ち合わせ記録簿を作成し、2営業日以内に施設所管課及び農業環境課へ提出すること。
- (ウ) 高所作業は、労働基準法や労働安全衛生法、その他労働に関する法律及び規則等に則り、十分な安全確保を図るとともに、交通誘導員等を配置して通行人がいる

<sup>※3</sup> 雷サージ：雷により発生する短時間の異常な過電圧や過電流のこと。

<sup>※4</sup> アスペスト：アスペスト(石綿)は、天然に産する纖維状けい酸塩鉱物のこと。纖維が極めて細かく、飛散により人体に取込まれることにより、肺線維症(じん肺)及び悪性中皮腫の原因となるため危険視される物質。

<sup>※5</sup> PCB：PCBは、ポリ塩化ビフェニルのこと。生体内に取込まれやすいうえ残留性が高く、皮膚障害等の慢性毒性が危険視される物質。

場合は直ちに作業を中止すること。

- (エ) 工事資材等の置き場については、施設所管課と協議のうえ、施設の余裕部屋等を活用する。特にパッカン等のコンテナを設置する場合は、施設関係者及び一般来訪者等の動線を考慮した場所に設置し、事故やいたずら防止のため、侵入防止柵等の安全対策を行うこと。
- (オ) 作業場所や資材置場等にわかりやすい看板(ラミネートされた印刷物等)を設置し、作業期間中の事故防止に努めること。
- (カ) 工事期間中は周辺環境の安全に配慮し、必要に応じて交通誘導員等を配置すること。施設外からの作業により道路等の通行制限が必要な場合は、必要な協議・申請等を関係機関に行うこと。なお、協議・申請等に係る一切の費用は本業務に含む。
- ② 既存照明器具等の撤去及び設置に伴い発生する天井・壁補修等も本業務に含む。
- ③ 高天井部への照明器具の設置は、適切な落下防止措置を講じること。
- ④ ポール・アーム等が腐食により長期使用が困難と見受けられる場合は、施設所管課に報告すること。
- ⑤ 配線等は、原則既存利用とし、劣化・損傷により長期使用が困難な場合は施設所管課に報告すること。
- ⑥ 工事写真は、対象器具の施工前後の状態を撮影(以下、「前後写真」という。)すること。また、撤去後、設置作業中等の各種工程を撮影(以下、「工程写真」という。)すること。ただし、工程写真は器具の種類毎に撮影するものとし、同じ器具の撮影は省略できる。
- ⑦ 設置(工事)した器具等には、本事業の対象と対象外を明確にするための保守管理用のナンバリングプレート又はシール等を作成し、設置すること。(管理番号を記載すること。なお、屋外照明については、対候性のある素材を使用すること。)ただし、事前に農業環境課に協議のうえ、承諾を得て実施すること。

### (3) 切替作業後の試験

受注者は LED 照明器具等の取り付け作業完了後、周辺機器が正常に動作するよう、必ず現地試験を行い、『現地試験成績書』として施設所管課へ提出すること。試験の結果、不具合が発見された場合は、受注者の負担と責任において、取り付け作業が完了した LED 照明器具等及び周辺機器が正常に動作するよう、必要な調整を実施すること。

- ① 各 LED 照明が正常に設置され、器具の脱着の恐れがなく、天井材との隙間等がないように設置状態確認をすること。
- ② LED 照明器具等の設置後には、『電気設備に関する技術基準を定める省令』に基づき分電盤の分岐回路ごとに絶縁抵抗測定を行い、『絶縁抵抗測定結果確認書』として提出すること。
- ③ LED 照明器具等の設置後に JIS 照度基準、事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則を満たす照度であるかどうか測定し、『照度結果確認書』として提出すること。
- (12-(3)環境測定と同じ箇所)
- ④ 適切な落下防止措置が講じられていることを確認すること。

#### (4) 施工結果報告

受注者は、照明器具・分電盤等の配置図・数量表、器具一覧及び写真帳(前項の前後写真、工程写真)等の資料一式をまとめ、『施工結果報告書』を施設所管課及び農業環境課に提出すること。

#### (5) 消防法に基づく届出について

誘導灯及び非常用照明器具の更新に際しては、現行法令に適合させるとともに、必要に応じて所管官公庁との協議を行い、申請を行うこと。

#### (6) その他（施工業務に係る事項）

- ① 作業時間は下記を原則とし、受注者決定後に施設所管課と協議のうえ決定する。また、必要により夜間作業(土日祝含む)を行う場合は、事前に施設所管課と協議の上で決定すること。

【平日（月～金）】 09:00 ~ 17:30 (夜間作業時間:協議の上決定)

【休日（土日祝）】 09:00 ~ 17:30 (夜間作業時間:協議の上決定)

- ② 協力業者を使用する場合は、地域活性化の観点から町内に本社・本店・支店がある事業者の積極的な活用にも努めること。
- ③ 近隣住民からの要望には、施設所管課と協議のうえ迅速に対応すること。なお、それらに係る資機材等の費用は本事業に含める。(遮光板の設置、角度調整等)

### 15 部分検査

受注者は施設毎に施工結果の報告後、施設所管課による現場での部分検査を受検すること。なお、検査員から手直し等の指摘を受けた場合は速やかに適切な処置を行い、再度受検すること。なお、検査に係る一切の費用は本業務に含むものとする。また、受注者は部分検査に合格した場合、速やかに『部分検査報告書』を施設所管課へ提出すること。

### 16 完了検査

受注者は、全ての施設における設置(工事)が完了次第、速やかにこれまで施設所管課や農業環境課へ提出した書類一式を整理し、『完了報告書』として農業環境課へ提出し、完了検査を受検する。なお、手直し等の指摘を受けた場合は速やかに適切な処置を行い、再度受検すること。なお、検査に係る一切の費用は本業務に含む。

合格後は、速やかに検査に使用した関係書類及び調査・施工時に撮影した写真等のデータ一式を電子媒体で施設所管課及び農業環境課に提出すること。

### 17 貸貸借契約終了に伴う引き渡し等

本業務における契約を適正に履行したことが認められた場合は、貸貸借物品や管理台帳等に係る所有

権の一切は本町に帰属するものとする。受注者は、賃貸借期間中に行った全ての保守管理を記録した『保守管理台帳』を提出し、施設所管課の完了検査を受検する。施設所管課の検査員から手直し等の指摘を受けた場合は速やかに適切な処置を行い、再度受検する。なお、検査に係る一切の費用は本業務に含む。

## 18 提出書類

受注者は本業務にあたり、下記書類を記載の時期に応じて、施設所管課及び農業環境課へ提出すること。なお、提出は書面及びデータ形式にて提出すること。

### (1) 提出書類及び提出時期

- ① 契約締結後速やかに提出する書類
  - 『請負代金内訳書』
- ② 事前調査前に提出する書類
  - 『現況調査計画書』
  - 『総合施工計画書』
  - 『現場管理者届出書』
  - 『調査業務前の施設所管課との打合せ記録』
- ③ 現況調査後に提出する書類
  - 『調査結果報告書』
  - 『見積書(調査後)』
  - 『現況照度報告書』
  - 『調査結果報告書・見積書(調査後)提出時の打ち合わせ記録』
- ④ 照明器具等の選定時に提出する書類
  - 『LED化器具一覧』
  - 『LED化器具一覧に使用する物品が仕様を満たしていることを示すカタログ・性能成績表等』
  - 『CO2 及び電気使用料金の削減効果の試算』
  - 『LED化器具一覧提出時の打ち合せ記録』
- ⑤ 施工業務前に提出する書類
  - 『施設別施工計画書』
  - 『施設別施工計画書提出時の打合せ記録』
- ⑥ 施工業務後に提出する書類(部分検査前)
  - 『現地試験成績書』
  - 『絶縁抵抗測定結果確認書』
  - 『照度結果確認書』
  - 『施工結果報告書』
- ⑦ 部分検査後、完了検査時までに提出する書類
  - 『部分検査報告書』
  - 『完了報告書』
- ⑧ 完了検査後、賃貸借契約開始時までに提出する書類

- 『保守管理計画書』
- ⑨ 貸借契約終了後に提出する書類
- 『保守管理台帳』

## 19 その他

### (1)本業務に係る損害

本業務の実施において、本町及び町民が所有する資産(建物、設備、備品等)に損害を与えないよう配慮すること。万が一、損害を与えた場合は発注者に報告のうえ、受注者の責において迅速かつ適切に対処すること。

### (2)再委託の禁止

本事業の履行にあたり、一括再委託を行ってはならない。

### (3)仕様書に定めのない事項の取り扱い

本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者で協議のうえ決定する。

以上